

2018 年 8 月 17 日

北海道労働局
局長 福士 亘 様

北海道労働組合総連合
議長 三上 友衛
札幌市白石区菊水 5 条 1 丁目 4 - 5
電話 011-815-8181

平成 30 年北海道地域最低賃金額改定に対する異議申立書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様にご心から敬意を表します。北海道地方最低賃金審議会は、8 月 6 日、今年度の北海道地域最低賃金の改定について、現行の 810 円を 25 円引き上げて 835 円にすると答申しました。厳しい経済状況・地域事情、人口動静など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であると拝察いたします。

しかしながら、この最低賃金額は、労働者・道民の願い・要求からかけ離れており、1 日 8 時間、週 40 時間働いても、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には届いていません。

さらに大都市圏と地方の地域間格差の拡大は深刻です。最高額の東京都（985 円）と北海道の最低賃金の差は時給で 150 円となり、それが若年者をはじめとする労働力の県外流出に拍車をかける一因となっています。さらにアベノミクスによって「雇用によらない働き方」「非正規化」がすすみ、低賃金労働者が増え続けています。これらを放置すれば、地方の過疎化・高齢化・人口減少が加速し、地域経済のいっそうの疲弊につながります。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げが決定的に重要です。

以上の点から、北海道労働組合総連合として、下記の異議を申し立てます。

記

1. 北海道地域最低賃金額を 25 円引き上げ、835 円とするとした答申については不服です。さらなる上積みを行うよう再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、当地方の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。なお、生活保護との乖離について、札幌市（道内最高値）で検証しなおして、すべての道民が、法の適用（最低賃金法第 9 条 3 項）を受けられるようにしてください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。公益見解で述べられているように、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付してください。
4. 異議に関する審議について、公開の場で審議していただきたい。また、意見陳述の機会を保障していただきたい。

以上

【異議を申し立てる理由】

(1) 労働者の生活実態からかけ離れた金額です

答申された最低賃金額では、「健康で文化的な最低限度の生活」はできず、ワーキング・プアを解消することはできません。

厚生労働省の毎月勤労統計によると、北海道の2017年（平成29年）の平均労働時間（所定内労働時間）は、月137時間で、年間では1644時間です。この労働時間を当てはめて計算すると、時間額835円では、月額114,395円、年収1,372,740円にとどまります。

日本国憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とし、労働基準法第1条では「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定め、最低賃金法第9条3項は「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」としています。これらを重ねて読めば、「8時間労働で、健康で文化的な最低限の生活ができる水準が必要」であることは容易に判断できます。

当地方の最低賃金が、平均的な所定内労働時間勤務して生活できる水準に達しているかどうかは、上記の金額を見れば一目瞭然です。

ゆえに、本年の北海道地方最低賃金審議会の答申は低すぎます。その額の低さに対して異議を申し立てます。大幅に引き上げてください。

(2) 地域間格差の解消は喫緊の重要課題です

2018年1月日現在の総務省統計局発表の「住民基本台帳に基づく人口・人口動態および世帯数」によれば、全国で人口が増えた地方は、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府・福岡県の7都府県。福岡県を除けば、6都府県はすべてAランクの地方です。いずれも他地方よりも最低賃金額が高く、若い人を中心に人口が集中する一因になっています。その結果、地方・地域では、人口減少がすすみ、過疎化・高齢化で、地域経済が疲弊しています。都市部に下宿して大学などに通っていた学生のうち、地方に帰って就職を探す学生は少数で、ほとんどが大都市部で就職先を探して帰郷しない道を選択しています。地元に戻らない理由として「仕事がない」「賃金が安い」などが上げられています。

全国のコンビニエンスストアで販売されている商品の価格は、全国どこでもほぼ同額です。しかし、コンビニエンスストア働く労働者の賃金は、地域最低賃金+5円程度で募集され、都道府県によって大きく違います。郵便局の非正規労働者の募集賃金は、地域最低賃金+20円で統一されています。自治体のアウトソーシングや指定管理者施設で働く労働者の賃金も、約半数が最低賃金です。全国展開する大手企業の正社員の基本給を「地域最低賃金×みなし労働時間+諸手当」と定めている企業があり、同一業務でも、支店の所在地によって基本給に地域間格差が生じています。国家公務員も地方公務員も、市区町村ごとに0%~20%の範囲で「地域手当」が定められており、同じ公務の仕事でも勤務地によって地域間格差がついていて、その地域間格差が、新規採用人数の応募にも悪影響を及ぼしています。

同一の国家資格に基づく仕事で、同じ診療報酬で働いている例として、看護師の都道府県後との平均賃金が、月額で最高額と最低額の地方で、約9万円もの地域間格差が生じています。「同一価値労働同一賃金」の国際的基準から見ると、極めて歪んだ賃金形態です。ちなみにその地域間格差は、地域最低賃金額のばらつきと連動しています。また、公正取引委員会のある課長さんは、全労連との懇談のなかで「最低賃金の地域間格差は、公正競争の阻害要因になり得る」と警鐘を鳴らしています。

しかし今年の中央最低賃金審議会の目安答申では、地域間格差について全く触れられませんでした。

このように、賃金の地域間格差の存在を「あって当然なもの」として認めることは、労働の対価としての報酬と、労働の質を歪める極めて異常な形態であるという認識をもつことが求められます。

いまこそ、地域間格差の解消に本気になって取り組むべきです。多くの自治体や地方弁護士会の決議や声明などでも、地域間格差の解消を強く求めています。その意思に答える姿勢を地方最低賃金審議会が、今年の改定で明確に示す必要があります。

(3) 最低生計費には、全国どこでも大きな差はありません

全労連は、全国各地で、同一の調査票にもとづく「マーケット・バスケット方式」による最低生計費試算調査を実施しています。この調査は、「生活実態調査（消費動向含む）」「手持ち財調査」「価格（市場）調査」を実施し、最低限の水準を集团的に議論し、最低生計費を算出しました。いずれの地方でも、同じ研究者（大学准教授）が監修しています。すでに、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府堺市、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県の18道府県で実施し、現在、鹿児島県、山口県で進行しています。

その結果、首都圏は住居費が高い一方交通費は低い、地方は住居費は安いものの交通機関が不便なため中古車でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、どの地方でも、25歳単身男性の最低生計費は、税・社会保険料込で月額22万円～24万円、年収260万円～290万円という結果になりました。月の労働時間を155時間とすれば、1,420円～1,590円、厚生労働省が用いている173.8時間として時間額を算出すると約1,240円～1,420円になります。現行の最低賃金額との格差も大きいですが、都市部も地方も、最低生計費に大きな差がないことも明らかになりました。

「地方は物価が安い」という声もありますが、総務省の「小売物価統計調査」（2016年）によると、全国平均を「100」とした場合、最も高い地方が東京都の105.2、最も安い地方は、群馬県の95.9で、その差は10ポイント未満で、大きな格差は見られませんでした。

2017年4月の1人世帯の標準生計費／月額（総務局統計局「家計調査」より）で、最も高い県庁所在地が埼玉県さいたま市の160,080円、第2位は鹿児島県鹿児島市の150,880円、第3位は東京都の147,400円、第4位が石川県金沢市の139,020円、第5位は滋賀県大津市の137,390円でした。

2017年度の最低賃金の影響率は、最も高い地方が大阪府で20.3%、第2位が神奈川県18.3%、第3位は宮崎県の15.7%、第4位は北海道15.2%、第5位が鹿児島県の14.2%でした（第2回中央最低賃金審議会目安小委員会追加資料より）。

最低賃金法第9条2項の「3要素」のうち、「生計費」は、全国どこでも大きな違いがないこと、標準生計費の結果と、最低賃金が連動していないことから、あまり重視されていない状況になっています。

また、「実際の賃金」についてみれば、影響率が上昇を続けており、地域の賃金を決める重要な要旨として「地域別最低賃金」があることが容易に推測できます。実際、地域別最低賃金に貼り付いた賃金が多く見られます。そうすると、これまでの「地域の賃金水準を考慮して最低賃金を決める」という原則が、「最低賃金を考慮して地域の賃金が決まる」という流れが出来上がってきたように思います。

そうすると、地域間格差を正当化する根拠は「通常の事業の支払能力」しかないことになります。しかしそれを判断する根拠が、「従事者一人当たりの付加価値額」だけであることに違和感を覚えます。

私たちは全国一律最賃制の実現、最低賃金額を「いますぐ1,000円以上に」という要求をもって運動を続けています。賃金水準の引上げ、地域間格差の解消を展望しつつ、政労使合意である「時間額を最低でも800円、2020年までの早期に加重平均1,000円」を実現するためにも、地方最低賃金審議会として独自の計画的にかつ大幅な引き上げが求められます。

(4) 「生活保護との乖離は解消した」という厚生労働省発表は再検証が必要

中央最低賃金審議会として行っている「生活保護との乖離」について、根本的な5つの重要問題が存在しています。それは、生活保護基準を安く、最低賃金を高く見せるための意図的な“数値操作”とも言える比較基準となっています。具体的には以下の5点です。

- ① 労働時間を年間上限の2,085時間と、実態と乖離した異常に長い労働時間で算定している。
→極めて稀有な労働時間で計算するのではなく、毎月勤労統計などの平均労働時間で計算すべき。
- ② 税金と社会保険料控除額を全国で最も低い沖縄県の値で計算している。
→都道府県ごとの調査数値があるのだから、実態に即した数値で計算すべき。
- ③ 勤労必要経費（勤労控除）を算入しない。
→最低賃金が賃金である以上、それを得るためにかかる経費である勤労控除の対象とすべき。
- ④ 生活扶助額を少なく算定している（人口加重平均を用いている）。
→加重平均を用いることで、法の適用を受けない市民が存在する可能性が出てくる。
- ⑤ 住宅扶助を、生活保護受給者の実勢値を用いて、実額より少なく算定している。
→減価償却の終了した自宅に居住する人の家賃も“ゼロ”として母数に算入されている。

この数年で、生活保護支給額は大きく削減されて、生活困窮者はさらなる苦しみを背負わされています。貧困解消の具体的なツールである最低賃金も、こうした意図的な数値操作で、「生活保護との乖離が解消された」と宣言されています。しかし、この金額が生活保護の実態を正しく表したものと、どうしても考えることができません。全労連では、この生活保護の計算式・基準の見直しを毎年求めており、昨年春にまとめられた目安全協へも繰り返し要望を提出してきましたが、全く改善されませんでした。

しかし、私たちの主張する基準で再計算すると、北海道の県庁所在地である札幌市の生活保護基準は、生活扶助費＋住宅扶助：111,840円、冬季加算（月額換算）：7,315円、期末一時扶助（月額換算）：1,105円、計：120,260円となります。それらを賃金収入とみなすと、勤労控除額：26,800円が控除されるため、合計は147,060円となります。厚生労働省の毎月勤労統計による所定内労働時間（2017年の月平均）で、北海道は137時間となっていますので、最低賃金でその労働時間働いた場合の月収は114,395円になり、生活保護基準より32,665円マイナスとなります。また、月155時間労働で計算しても、17,635円の乖離となります。

こうした状況は、全国すべての県庁所在地で起きており、生活保護との乖離は解消していません。

このように人口加重平均を用いることによって、日本国憲法第13条の「個人の尊重」、第14条の「平等原則」、第25条の「生存権」に反して、最低賃金法第9条3講の適用を受けられない国民が生まれています。法や福祉は、平均で判断するのではなく、すべての人の生存権が確保される、個々人に応じた対応が求められなければならないはずです。その原則的視点に立ち返って、地方最低賃金審議会として、生活保護との乖離問題を再検証して、答申の額が適正かどうかもう一度審議してください。

地方最低賃金審議会の役割は、地方自治体の思いや叫び、市民の願いに答えるかどうかです。それは中央最低賃金審議会が示した「目安額でいいか」という議論ではなく、地方の市民の願いを実現する答申であるかどうか問われます。中央最低賃金審議会の目安を参考にしながらも、地方・地域にふさわしい最低賃金額を、地域の経済状況や実態を十分に斟酌して確定するところにあります。地方最低賃金審議会としてのアイデンティティーを堂々と示していただきたいと考えます。

(5) 中小企業支援策の拡充で、最低賃金引き上げに対応できる条件整備を

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、「アベノミクス」の成果をうけるどころか、異次元の金融緩和による原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、消費税や社会保険料の負担に苦しんでいます。労働者の多くがこうした厳しい状況にある中小・小規模事業所で働いています。優越的

地位の濫用は止まらず、公正取引ルールは、企業の元下請や上下関係の中では空文化しています。

ここ数年では、倒産する企業より、人手不足などによる経営困難で休廃業する中小企業が激増しています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して「経済好循環」を達するためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない政府の施策強化が求められます。

業務改善助成金についても、「生産性の向上」に拘りすぎず、もっと使いやすい制度として運営するように、地方最低賃金審議会から意見を強く述べていただきたいと思います。

ちなみに韓国では、文在寅大統領が 2019 年 1 月からの最低賃金（全国一律制）を、現行の時給 7530 ウォンを 8,350 ウォン（日本円 1 円≒10 ウォン：830 円～860 円程度）に引き上げることを発表しました。そうすると、C ランクと D ランクのすべてと B ランクの半分に当たる 36 地方が、韓国の最低賃金を下回り、上回れるのは 11 地方だけになります。韓国では、中小企業に対して、引き上げた給料の差額分、社会保険料の減免、付加価値税の減免など、できうる限りの手を使って最低賃金引き上げをやり遂げる決意で臨んでいます。

日本でできないはずはありません。北海道地方最低賃金審議会の総意として、国及び関係各機関に対して、利用しやすい中小企業振興策の創設と拡充を強く求めてください。

(6) 密室審議の中で出された答申であり、公開の場で堂々と再審議すべき

中央最低賃金審議会運営規定の第 6 条に「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる」と定めています。

専門部会を非公開にする理由が、まったく理解できません。傍聴者の存在が、会議の進行や意思表明を阻害する「邪魔者」として扱われているようにも見えてしまいます。発言をするわけでもなく、沈黙の中で、社会的に関心が高まっている最低賃金がどのように決まっていくのか、労・使・公益、各委員がどのような主張をするのか、固唾を呑んで見守りたいだけです。そういう人がいることで、真摯な討議ができなくなるという理由こそ、使用者代表、労働者一般の代表として選ばれている公的委員の自覚の問題ではないのかと、逆に大きな不信感となってしまいます。

鳥取地方最低賃金審議会の元会長だった鳥取大学名誉教授の藤田安一氏は、①審議会を全面公開、振フルオープン化した、②意見聴取の実質化（紙による提出ではなく実際に専門部会に出席してもらって、直接意見を述べてもらう）、③傍聴の自由化、④水面下での交渉の禁止（審議会の場合以外での調整を禁止した）、という 4 つの改革を実行したところ、「議会における委員の発言が多くなったのは確かだ。その意味で、審議会が活性化したといえる。その原因は、審議会を全面公開したからというよりも、従来のように、水面下において最賃額の調整が図るようなやり方を廃止したからだと思う。審議会の外での意見調整を禁止したので、審議会の場で話し合うしかなくなったわけだ。本来、私が審議会の完全公開によってめざしたことは、これまではあまりにも最賃決定の過程が不透明で、国民の知る権利が侵害されている、そうした状況を是正することにあった。透明性や公平性が求められる行政は、もっと積極的に情報公開につとめる必要がある。原則公開とうたいながら、肝心なところは非公開となっている最賃審議会のあり方を正したかったからである。そうすることによって、国民の監視が強まり憲法 25 条が提唱している健康で文化的な最低限度の生活が保障される最賃額に決まることを期待してきた」と述べています。そして「旧来の因習に拘泥する姿勢を改めることによって、審議を透明化し、労使双方の主張を鮮明に出し合って理解しあうことができるようになった」とその改革の効果を評価しています。

国民から審議経過がまったく見えず、議事録も改定が決まってから後日、ひっそりと公開されるのでは、最低賃金に対する社会的不信が高まるのも当然だと考えます。

異議に関する審議会も含めて、すべての審議過程を公開することを強く求めます。

なお、その年度最初の専門部会の冒頭で公開・非公開の審議をしますが、「慣例に基づき、非公開でよろしいですね」という聞き方は、“原則公開”の趣旨を無視する異常な運営と考えます。「本年はいかがしますか」ならば理解できますが、「慣例に基づき」などの理由は、法の趣旨に反する行為なので改めていただくことを強く求めます。

以上